

令和7年度

第25回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和7年7月10日（木曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積等促進計画に対する意見について
議案第6号	非農地通知について

出席委員（18名）

1 番 井口 健
2 番 中村 弘
3 番 吉中 雅三
4 番 曾根 光彦
5 番 小方 保寛
7 番 谷河 績
8 番 藪 利昭
9 番 小栗 誠二

10 番 森 博克
11 番 笠野 喜久雄
12 番 山本 茂樹
13 番 丸山 勝
14 番 高倉 理行
15 番 堀 良子
16 番 湯川 徳弘
17 番 貴志 年伸

18番 藤井 友彦

19番 岩橋 章博

出席職員

農業委員会事務局

局 長 中村 佳照

副 課 長 藤田 誠一

班 長 中居 一樹

技術主査 田中 久美子

主 任 田伏 諒

主 任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆中村局長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしくをお願いします。

◆会長（谷河 續） ただいまより、第25回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は18名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る6月27日、吉中委員、山本委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願いします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、貴志委員、藤井委員をお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆田中技術主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、13件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発

生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 1は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む母と妹が管理するとのことです。

No. 2は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む親戚が管理するとのことです。

No. 3は住所が・・・ですが、耕作不適地とのことです。

No. 4は住所が・・・ですが、和歌山市内に住んでいるため自身で管理するとのことです。

No. 6とNo. 7はそれぞれ住所が・・・ですが、No. 5の相続人である母が管理するとのことです。

No. 9は住所が・・・ですが、売買を検討中とのことです。

No. 10は住所が・・・ですが、自身で管理するとのことです。

No. 13は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む兄妹が管理するとのことです。以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更で1件ありました。

なお、No. 1はP7の報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知についてのNo. 1と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で2件ありました。

なお、No. 1はP6の報告事項、農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更についてのNo. 1と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出で1件ありました。

内訳は、苗置場1件です。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたしま

す。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で6件ありました。

6月9日付、6月19日付、6月30日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で17件ありました。

6月9日付、6月19日付、6月30日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 3は、使用貸借権設定です。
以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆田中技術主査 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は、和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたも

ので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要がある、借り手から証明願が3件ありました。

対象農地の面積は、田のみで3,012㎡です。

遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、No. 1については、令和7年5月13日付け農用地利用集積等促進計画案を提出済み、No. 2及びNo. 3については、P22の議案第5号農用地利用集積等促進計画についてのNo. 10、No. 11と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で8件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、No. 2～8はすべて新規耕作で畑作、No. 5、6、8はトラクターや耕運機を使用しそれ以外は鍬などを使い家庭菜園を予定、No. 7は市街化区域です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請人は、現在の住居の老朽化に伴い、新居を建築するために、当該申請地を個人住宅として転用申請するものです。

この案件は一般基準を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

Ｎｏ．１ 申請地は、・・・に位置し、おおむね３００ｍ以内に鉄道の駅があるため第３種農地に該当します。

申請人は、今後農業を継承したいという目的から、耕作地に近く利便性の良い、当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定です。

Ｎｏ．２ 申請地は、・・・に位置し、おおむね５００ｍ以内に鉄道の駅があるため第２種農地に該当します。

申請人は、申請地西側で・・・を営む個人で、業績向上により、・・・の保管場所が不足していたことから、当該申請地を露天駐車場及び露天資材置場へ転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、Ｎｏ．２につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後３年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われます。

また、Ｎｏ．２については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） Ｎｏ．２について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので山本委員さん報告願います。

◆１２番（山本 茂樹） 議案第４号Ｎｏ．２について説明します。

６月２７日金曜日に私と吉中委員、事務

局職員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

現場は・・・にあり２筆で合計面積が１２８６㎡の田です。

申請内容は現在営んでいる・・・の敷地が狭くなってきた為で、その理由は・・・になってきたので、もっと広い場所が必要だと思っていた所、隣接の農地の持ち主の方が農業の継続が困難なので買ってほしいと声をかけていただき話がまとまったとのこと。

・・・が多く部品を取り寄せるのに日にちがかかり・・・増えて必然的に・・・も多くなるそうです。

申請地及び譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。

完成は許可後、年内には出来るとの事です。

申請地は第２種農地で一部県道に面し、休耕地状態の田で、コンクリートで擁壁して埋め立てた後の表面は碎石仕上げとのこと。

隣接農地の同意書もあり、排水は北側水路へ流すため紀の川左岸土地改良区の同意も得ており、特に問題はないと思いますが皆様の慎重な審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第４号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第４号は可決と決定しました。

議案第５号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について、提案いたします。

◆田中技術主査 番外 説明いたします。

新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の設定で、新規の契約が11件ありました。

すべてが使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

面積は、田のみで14,761㎡です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

雑賀崎地区で（130件、260筆）を南方推進委員とともに、山口地区滝畑で（8件、23筆）を西川推進委員と共に現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書4件の提出がありました。

面積は田が3筆1434㎡、畑が12筆2,153㎡、合計3,587㎡です。

議案書番号1～4について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条

件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

その他、何かございませんか。

（なし、との声）

それでは、ご質問がないようでございますので第25回総会を閉会いたします。

13時20分 閉会